

項 目	兵庫県 芦屋市	福岡県 筑紫野市
1. 市の概要		
(1)市(町)制施行日及び沿革	(1) 昭和15年11月10日市制施行	(1) 昭和47年4月1日市制施行
(2)人口及び世帯数	(2) 95,740人(うち外国人1,499人) 44,113世帯(平成29年3月末日現在)	(2) 103,278人(うち外国人555人) 43,773世帯(平成29年3月末日現在)
(3)面積	(3) 18.57km ²	(3) 87.73km ²
2. 財産区の沿革		
(1)財産区の数	(1) 2区	(1) 5区
(2)設置年月日	(2) 昭和36年7月15日(三条・津知), 昭和26年5月14日(打出・芦屋)	(2) 昭和30年4月1日
(3)設置理由	(3) 共有地の適正かつ円滑な管理運営のため	(3) 町村合併促進法による
3. 財産区財産の種類等		
(1)土地	(1)土地(2区合計) ・山林……3,146,824.25m ² ・宅地……813.54m ² ・その他……1,643.19m ²	(1)土地(5区合計) ・山林(直営林)……4,218,003.00m ² ・山林(分取林)……1,055,336.00m ² ・宅地……1,304.66m ² ・駐車場……636.89m ² ・鉱泉地……6.61m ² ・その他……48,398.77m ²
(2)建物	(2)建物 所有なし	(2)建物(5区合計) 1,400.54m ²
(3)その他	(3)その他(2区合計) ・積立金……154,178,000円 ・出資金……なし	(3)その他(5区合計) ・積立金……419,551,011円 ・出資金……18,178,000円
4. 財産区の機関		
(1)議会または総会を設けているもの	(1) 1区(三条・津知財産区)	(1) 2区(武蔵・山家)
(2)管理会を設けているもの	(2) 1区(打出・芦屋財産区)	(2) 3区(二日市・御笠・平等寺山)
(3)その他()	(3) 0区	(3) 0区
(4)上記いずれの機関も設けていないもの	(4) 0区	(4) 0区
	計 2区	計 5区
5. 管理会等を設けている場合		
(1)委員の選出方法	(1) 市議会議員の被選挙権を有するものの中から市長が選任 (委員長は委員の互選, 副委員長は委員長が任命)	(1) 地元団体等より推薦を受け、議会で同意を得る
(2)委員の定数及び任期	(2) 15人以内(任期4年)	(2) 7名(任期4年)
(3)委員の報酬	(3) 日額 委員長13,500円, 委員11,200円	(3) 日額5,500円(管理会出席日数、役職の別なし)
(4)管理会の職務	(4) 財産の管理及び処分に関する事項についての調査審議	(4) 財産の管理・処分・廃止に関する同意

項 目	兵庫県 芦屋市	福岡県 筑紫野市
6. 議会を設けている場合 (1)議員の選出方法 (2)議員の定数及び任期 (3)議員の報酬 (4)議会の職務	(1) 該当なし (2) 該当なし (3) 該当なし (4) 該当なし	(1) 選挙 (2) 8名(任期4年) (3) 年額55,000円(役職の別なし) (4) 財産の管理・処分・廃止に関する議決
7. その他()を設けている場合 (1)選出方法 (2)定数及び任期 (3)報酬 (4)職務	(1) (2) (3) (4)	(1) (2) (3) (4)
8. 財産区財産の管理等の状況 (1)土地の管理方法 (2)建物の管理方法 (3)管理に関する条例・規則等制定の有無 (4)利用状況	(1) 土地(三条・津知)・・・財産区民代表へ委託 土地(打出・芦屋)・・・所管課(用地管財課)による間接的な管理 (2) 建物・・・該当なし (3) 有(管理委員会規則) (4) 宅地、山林について、個人、法人、電力会社等へ貸し付けている。	(1) 土地(山林)・・・森林組合等への委託、看守人の見回り等 (2) 建物(公衆浴場)・・・所管課(管財課)による間接的な管理 (嘱託職員及び臨時職員を配置している) (3) 有(管理会条例・議会設置条例等) (4) 宅地、山林について、個人、法人、電力会社等へ貸し付けている。また、山林については、育林事業を行っている。
9. 財産区の会計 (1)特別会計を設けているもの (2)一般会計の中で区分しているもの (3)その他()	(1) 2区 (2) 0区 (3) 0区	(1) 5区 (2) 0区 (3) 0区
10. 財産区財産の処分について	第三者から譲渡申請があった場合、管理会の同意を得て処分している。 (手続きの流れ) ①譲渡申請 ②受理 ③財産区管理委員会による同意 ④市議会の議決処分(5,000㎡以上) ※地方自治法96条に基づく	第三者から譲渡申請があった場合、管理会(または財産区議会)の同意(議決)を得て処分している。 (手続きの流れ) ①譲渡申請 ②受理 ③財産区管理会(議会)による同意(議決) ④市議会の処分議決 (財産区議会の場合は市議会の処分議決不要) ※地方自治法に基づき手続きを行っている。